

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和8年2月24日（火）午前8時54分～午前10時02分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 企画財政部長
 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長 子ども家庭部長
 環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項2「こども性暴力防止法への対応方針（案）について」の説明をお願いします。

部 長 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律、いわゆる、こども性暴力防止法（日本版DBS法）が令和8年12月25日に施行されます。

はじめに法律の概要を説明します。2ページを御覧ください。

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止するため、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする措置を講じること等を義務付けることとなっており、対象事業は、義務対象事業と認定対象事業です。義務対象事業である学校や認可保育所、児童館等は、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。認定対象事業は認可外保育施設や一時預かり、子育て短期支援事業等が挙げられます。

今回の審議事項2点のうち、1点目が法施行前の先行対応です。5ページを御覧ください。

市の事業として対象事業を行う場合は、市の責任において、従事者の性犯罪前科の確認を行う必要があるため、法の施行に先立ち、令和8年度以降、義務対象事業・認定対象事業（委託等含む）において、右側に示す児童等を対象とした支配性・継続性・閉鎖性の3つの要素を満たす業務に従事する各従事者から、誓約書の提出を求めることとしたいと考えています。

なお、例示事業にあるように基本的には、児童福祉、教育関係の部署における事業が対象となりますが、ボランティアやイベントについても、6箇月以上継続して行う場合等は、継続性があるものと判断するため、各課における事業の実施状況について確認をお願いします。

次に、法施行後の対応についてです。6ページを御覧ください。

フェーズ2として、法施行直後は制度の安定的な定着を優先するため、まずは学校や認可保育所、児童館等の義務対象事業について、引き続き犯罪事実確認に加え、安全確保措置、防止措置、情報管理措置の対応を基本方針としたいと考えています。

認定対象事業については、フェーズ3として段階的な制度活用の拡大を図り、今後の運用状況を勘案して、認定対象事業への対応や民間団体への周知等、制度の活用拡大を検討する方針としています。

以上、狛江市のこども性暴力防止法への対応方針として、法施行前に、義務対象事業と認定対象事業を問わず、誓約書の提出を求めることで安全を担保し、法施行後は確実に法を遵守することを軸に、義務対象事業に対して対応します。その後、段階的に制度の活用を広げていくことを考えていますので、審議をお願いします。

また、誓約書の雛形についても総務部と調整の上、今後庁内に周知を図る予定です。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 学校現場については、東京都、市町村、どちらの責務になるのでしょうか。

部長 教職員は東京都、市で雇用しているスクールカウンセラー等は市になります。雇用形態に関わらずボランティア等も対象となり、従事させた側の責務になります。

市長 各部の施策や事業で該当があれば対応をお願いします。他に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項3「令和8年度狛江市一般廃棄物処理実施計画（案）について」の説明をお願いします。

部長 本件については、1月27日庁議で各部に確認をお願いしていましたが、特に意見はありませんでした。本日を承いただければ、刊行物登録を行い、市ホームページ等で公表予定です。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項4「都営狛江アパート内の市施設の取扱いに関する照会への回答について」の説明をお願いします。

部長 東京都住宅政策本部より、都営狛江団地の建替えに関連し、団地内の市施設の取扱いについて照会がありました。

内容としては、団地内に現在点在している4つの公園について、建替えに伴い集約し、都が新たな公園の整備を行い、面積は従前の公園の合計面積以上かつ、狛江市まちづくり指導基準に定める面積以上とすること、現在団地内に存在する保育園、地域センター及び学童保育所について、事業継続に配慮し、南東に市施設用地を確保すること、狛江消防署の建替用地として、南側に約2500㎡を確保することです。

この内容について、市として異議ない旨を回答して良いか審議をお願いします。

市長 本件について、質問等ありますか。

部長 現在、店舗を借りて、こまほっとシルバー相談室を実施しています。建て替え後の配置については、地域センター及び学童保育所の「詳細については別途協議する」の中に含まれているという理解で良いでしょうか。

部長 東京都が別途施設を用意することはないと聞いています。現在、併存店舗のテナントとして入っているため、市施設用地として与えられる中で解決を図ることになると考えています。

市長 他に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項1「令和8年度狛江市市民公益活動事業補助金の申請状況について」を報告してください。

部長 設立3年以内の新しい団体を対象としたスタート補助金に6団体、更なるステップアップを支援するチャレンジ補助金に6団体の合計12団体から申請がありました。

今後のスケジュールですが、2月28日に選考委員による選考会を開催し、選考会としての選考結果の答申を受け、3月中旬の庁議で関連部署を含めて交付決定について審議いただく予定です。

市長 続いて、報告事項2「物価高対策市民生活応援給付金について」を報告してください。

部長 本給付金は、国の『強い経済』を実現する総合経済対策に盛り込まれた物価高への支援の一環として支給するものです。

支給対象者は、1月15日時点で狛江市の住民基本台帳に記録されている者です。支給額は1人当たり5,000円で、世帯主に世帯の人数分を支給します。手続方法としては、支給対象世帯に対し、3月上旬に支給のお知らせ、又は3月下旬に確認書を順次送付します。支給のお知らせが届いた方は、振込口座を変更する場合や、辞退を希望する場合を除き、原則手続きは不要です。確認書が届いた方は、5月29日までにオンラインフォームから申請又は確認書を提出いただきます。

本事業の問合せについては、専用のコールセンターを設置し、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで受け付けます。

市長 3月上旬とありましたが、発送日は決まっていますか。

部長 2月27日に発送予定です。郵便が届くのは3月上旬になる見込みです。1回目の振込は3月27日を予定しています。

市長 続いて、報告事項3「防災ガイドの改定について」を報告してください。

部長 冊子は、現在印刷を委託で行っており、3月中旬までに全戸配布予定です。

また、広報こまえ3月1日号、市ホームページでも周知を行います。

改定に当たっては、現行の防災ガイドの内容をベースとして、情報の更新や新規項目の追加等を行うとともに、ローリングストック等、現在着目すべき項目の説明増補や、より見やすくなるようレイアウトをまとめる等、全体的に見直しを行っています。

情報を更新した主な項目として、狛江市の被害想定や地域危険度マップ、気象庁等が発表する新たな防災気象情報等があります。

新たに追加した主な項目として、防災ミニアプリ、防災ラジオ、火山災害、国民保護、排水樋管に関すること等を追加したほか、入間川の水位と避難情報や、入間川が水位周知河川に指定されたため、洪水ハザードマップに入間川の想定を追記しています。

また、環境部が別途作成していた内水ハザードマップを防災ガイドと一体化し、浸水被害に関するマップ情報を一冊にまとめています。

市長
部長
市長
部長

こまポを登録していただければ、こまポからも見ることができますか。

できます。

続いて、報告事項4「派遣職員の募集について」を報告してください。

東京都総務局行政部、東京都建設局北多摩南部建設事務所の2団体について、派遣職員を募集します。まず共通事項ですが、(1)派遣形態は、「併任(派遣研修)」、任期は2年間です。(2)申込期限等ですが、3月2日までに各所属部長を通じて、職員課長へ申込みをお願いします。(3)募集人員は、各1人です。(4)派遣者の決定は、希望者との面談及び所属課長等の意見を参考に選考します。(5)勤務条件は、各派遣先と狛江市の協定によります。その他派遣先別の条件は資料のとおりです。

なお、東京都総務局行政部については、先方の都合により現時点で配属先が決定していません。特定分野に拘ることなく、広い視点から派遣研修を希望する職員の積極的な応募をお願いします。

庁議終了後に庁内グループウェアで周知するので、職員からの応募について御配慮をお願いします。

市長
部長

続いて、報告事項5「狛江市子どもの権利条例逐条解説について」を報告してください。

4月に施行される狛江市子どもの権利条例について、逐条解説を作成しました。逐条解説は、条例制定の目的や経緯、条文に書ききれなかった内容等について、解説として盛り込んでいます。

2ページを御覧ください。「はじめに」として、条例を制定する社会的な背景や、条例の基礎となる考え方として、子どもの権利条約が掲げている理念のほか、狛江市が既に取り組んでいる現状等について記載することで、条例

制定に至る導入部分としています。

4 ページ、「2. 条例ができるまで」ですが、条例制定に至るまで様々な取組を実施し、多くの子どもや市民の声を踏まえて制定したので、その経過が分かるように、これまでの取組についてまとめたものです。

9 ページには、条例で規定する子どもの権利と保障するための地域づくり、基本となる施策について、構成のイメージ図を掲載しています。逐条解説については、条例の検討と併せて、狛江市子ども・若者・子育て会議で多くの議論を重ねてきましたが、このイラストについても委員に作成していただきました。10 ページ以降が、条例の解説となります。

各条文に込められている想いや解釈等について記載しています。

14 ページからの子どもの権利については、各種取組において子どもたちからの声を基に作成しているものであり、特に 15、16 ページ「ありのままにいられる権利」については、ワークショップでの子どもの声を踏まえ、「自分らしくいられる権利」から「ありのままにいられる権利」に変更したことを記載しています。また、第6条「自分で自分のことを決める権利」と第7条「意見表明及び参加・参画する権利」について、その関係性を示し、応答的な人間関係が保障されることの大切さについて記載しています。

29 ページの「あとがき」は、子育て会議での議論を重ねた箇所で本解説の特徴となっています。条例の検討に先立って市民アンケート等で寄せられた、子どもの権利条例の制定に対する期待感がある一方で、子どもの権利を保障することよりも、教育によって大人に導くこと、また子どもの権利の尊重が行き過ぎてしまわないかという心配の意見についても慎重に議論した上で、本条例を制定したことを、条例で規定する「応答的な対応」として記載しています。最後に、子どもの権利は条例によらずとも尊重・保障されるべきものですが、それでも狛江市で条例を制定することの意義について言及し、本書を締めくくる構成としています。逐条解説の説明は以上です。

なお、市民向け周知のためのリーフレットを現在作成しています。子ども向けと大人向けの2種類を作成しますが、子ども向けについては、子ども編集委員を公募し、ワークショップを開催しました。2月23日に全4回が終了し、3月中に納入予定です。完成後は、庁内グループウェアに掲載します。

職員においても、逐条解説、リーフレットを参考に本条例の内容について理解いただき、子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちの実現に向けて協力をお願いします。

市 長 本条例の施行に当たり、職員向け研修は予定していますか。

部 長 令和8年度に職員向け手引きを作成予定です。作成後、職員向けの研修又は説明会を実施予定です。

市長 続いて、報告事項6「地域公共交通会議からの答申について」を報告してください。

部長 令和6年7月に「本市における公共交通の充実」について地域公共交通会議へ諮問を行い、中間答申を経て2月18日に答申を得ました。

これまでの会議での議論を骨子としてまとめ、これを参考に地域公共交通計画策定を提言するかたちで答申書としています。

地域公共交通計画は、市の他の計画や事業と関連し、交通のマスタープランとして定めるものとなります。基本方針や施策については別紙のとおりです。計画策定に当たり、既に会議参加や施策協力の調整を行っているので、関係する各部は協力をお願いします。

市長 その他ありますか。

部長 「フェーズフリーの地域密着型情報配信プロジェクト」の実証実験結果についてです。

12月23日庁議で報告したプロジェクトの実証実験結果が、実施主体である株式会社コアからありました。

アンケートは、サイネージを活用した新たな災害情報伝達手段としての有効性を検証、複数情報を掛け合わせたアーカイブデータ利活用の有効性について検証する目的で行われました。この実証実験は、50歳以上の中高齢層をターゲットとしていたため、狛江市・世田谷区・調布市合わせて322件の回答があったうち、ターゲット層からの回答216件を分析しています。

結果として、「配信情報は役に立つと感じたか」という問いでは、88%が「とても思う」「少し思う」と回答、「配信情報は信頼できると感じたか」では、同じく93%、「配信情報を見て防犯・防災への意識が向上したか」は81%、「配信情報を続けてほしいと思うか」は91%が「とても思う」「少し思う」と回答がありました。今回のアンケート結果は速報でしたが、後日狛江市民からの意見を集約整理したものが提供される予定です。

今後、実施主体がアンケート結果を受けて各自治体における課題を抽出し、各自治体からの要望もヒアリングした上で、令和8年度以降のスキームを検討するとのこと。今後も協力をお願いすることがあると思いますので、よろしくをお願いします。

市長 その他ありますか。

部長 総務文教常任委員会の委員長の変更についてです。

総務文教常任委員会の前の委員長の辞任があり、2月20日日本会議終了後、臨時的総務文教常任委員会を開催し、佐々木委員が新委員長となりました。

市長 次に、審議事項1「令和8年狛江市議会第1回定例会一般質問対応について」、14番西村議員です。

部 長 「1 市民生活支援について」は、物価高対策大学生等応援給付金に関する質問があります。

部 長 また、入院時の特別療養環境室の利用に関する質問があります。

部 長 「2 子育て支援について」は、子どもショートステイの利用実績や委託費に関する質問があります。

市 長 次に、11番荒木議員です。

部 長 「1 狛江市の緑と生物多様性について」は、樹冠被覆率に関する質問があります。

部 長 「2 難病者福祉手当について」は、難病者福祉手当の対象者や支給額に関する質問があります。

部 長 「3 投票支援について」は、投票支援の現状や周知に関する質問があります。

市 長 次に、12番岡村議員です。

部 長 「1 狛江市のまちづくりについて」は、狛江駅南口再開発の現在の議論の進捗状況に関する質問があります。

部 長 また、都市計画道路については、第五次事業化計画に関して前計画との変更点に関する質問があります。

部 長 「2 バス路線の維持について」は、公共交通会議の内容に関する質問があります。

市 長 次に、13番宮坂議員です。

部 長 「1 公民館・地域センター・公共施設の利用について」は、公民館の利用状況や、公民館、図書館の運営に関する質問があります。

部 長 「2 狛江団地の建替え問題」は、狛江団地建替えの進捗状況に関する質問があります。

市 長 次に、18番佐々木議員です。

部 長 「1 安全安心なまちづくりについて」は、防犯について、現状と今後の対策に関する質問があります。

部 長 また、災害対策について、浸水対策の進捗と課題に関する質問があります。

部 長 また、避難所運営について、こまえ苑との協定に関する質問があります。まちづくりについては、水道道路拡幅に伴うこまえ苑のセットバックに関する質問があります。

市 長 次に、17番山田議員です。

部 長 「1 子育てしやすい環境の充実を」は、授乳室のあり方に関する質問があります。また、子育て支援について、市の取組に関する質問があります。

部 長 「2 安心・安全に備えて」は、AED（自動体外式除細動器）の設置状況や使用状況に関する質問があります。

市長 次に、16番石川議員です。

部長 「1 フェーズフリーの防災・まちづくりについて」は、現状と今後の取組に関する質問があります。

部長 「2 権利擁護・成年後見制度について」は、国の制度見直し内容とそれに伴う課題に関する質問があります。

市長 次に、15番小野寺議員です。

部長 「1 行政サービスDX推進による生活の向上について」は、東京アプリに関する質問があります。

部長 「2 不動産押し買い被害の防止対策について」は、消費者相談の現状に関する質問があります。

市長 次に、6番三宅議員です。

部長 「1 まちづくりに必要不可欠な技術職人材に光を当てたい」は、技術職の現状、人材確保に向けた取組に関する質問があります。

部長 「2 対話型AIを活用して社会課題解決を行う先進都市・狛江市を目指して」は、AIを活用した取組に関する質問があります。

部長 また、介護現場での活用状況に関する質問があります。

市長 次に、5番きたみ議員です。

部長 「1 SNS時代に求められる狛江のいじめ対策」は、動画拡散時の方針や具体的事例に関する質問があります。

部長 「2 シェアサイクルの新たな可能性について」は、観光需要を逃さないための取組に関する質問があります。

部長 また、オンデマンド交通との棲み分けに関する質問があります。

市長 次に、1番ひらい議員です。

部長 「1 誰一人取り残さない『つながり』と、市民の安心を守る『情報の管理』」は、ひきこもり支援や、避難行動要支援者に関する質問があります。

部長 また、個人情報の適切な管理と安心の確保について、施設予約システム統合に関する質問があります。

市長 次に、2番高木議員です。

部長 「1 地域における障がい者理解の取組について」は、障がい者のグループホームの現状確認に関する質問があります。

部長 「2 多国籍児童・生徒の学びを保障し、支援する対応について」は、現状と課題とそれに対する対応に関する質問があります。

市長 次に、3番しの議員です。

部長 「1 交通安全対策について」は、狛江市交通安全計画に関する質問があります。

市長 次に、4番吉野議員です。

- 部 長 「1 超高齢化社会で元気に暮らすために」は、現状の確認に関する質問があります。
- 部 長 「2 生きづらさを理解し合える地域をめざして」は、生きづらさや子ども環境に関する質問があります。
- 市 長 次に、21 番栗山議員です。
- 部 長 「1 自治体DX推進より利便性・迅速性の向上を」は、自治体情報システムの標準化・共通化対応に関する質問があります。
- 部 長 「2 『安心して暮らせる安全なまち』について」は、市内における犯罪発生状況や総合的危機管理能力の強化に関する質問があります。
- 市 長 次に、22 番石井議員です。
- 部 長 「1 多摩の万葉大茶会について」は、今後の開催に関する質問があります。
- 部 長 「2 狛江市かわまちづくり計画について」は、国の補正予算の内容についてと、これまでの社会実験の結果に関する質問があります。
- 市 長 次に、8 番小木議員です。
- 部 長 「1 市主導のマッチングによる施設整備の意義と今後の空き家対策」は、空き家を活用した産後ケア施設に関する質問があります。
- 部 長 また、空き家施策に関する質問があります。
- 部 長 「2 狛江市における防災情報提供の高度化について」は、防災ミニアプリに関する質問があります。
- 市 長 次に、9 番山田みちこ議員です。
- 部 長 「1 文化育むまち狛江・スポーツでまちおこし」は、狛江の文化やスポーツに関する質問があります。
- 部 長 また、部活動の地域展開に関する質問があります。
- 市 長 次に、10 番太田議員です。
- 部 長 「1 誰一人取り残さないがん対策・感染症対策」は、胃がん検診、HPVワクチンの現状と課題に関する質問があります。
- 部 長 「2 未来につながる公共交通（パート8）」は、公共交通の現状と課題に関する質問があります。
- 市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、3月3日午前9時00分から開催します。